



鳥取県公報

平成 28 年 10 月 7 日 (金)
号外第 90 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (48) (住まいまちづくり課) 3

=====公布された規則のあらまし=====

◇鳥取県建築基準法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

建築基準法の一部が改正され、安全上、防火上又は衛生上特に重要であるとして政令で定められた建築物等について、定期報告が義務付けられたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 定期報告の対象となる建築物等について、所要の規定の整備を行う。
- (2) 定期報告の対象となる建築物等に係る報告時期について、所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

規 則

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年10月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第48号

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県建築基準法施行細則（昭和48年鳥取県規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特殊建築物の定期報告)</p> <p><u>第5条</u> 省令第5条第1項の知事が定める時期は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>政令第16条第1項第3号に掲げる建築物（下宿、共同住宅、寄宿舍、児童福祉施設等を除く。）</u> <u>平成28年及び同年を始期として3年ごとの年の10月1日から12月31日まで</u></p> <p>(2) <u>政令第16条第1項第1号、第2号及び第5号（百貨店、マーケット及び公衆浴場（個室付浴場に係るものに限る。）に限る。）</u>に掲げる建築</p>	<p>(特殊建築物の定期報告)</p> <p><u>第5条</u> <u>法第12条第1項の知事が指定する建築物は、法第6条第1項第1号に掲げる建築物のうち次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>学校の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートルをこえるもの又はその用途に供する部分の全部又は一部が3階以上の階にあるもの</u></p> <p>(2) <u>病院、診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）、ホテル、旅館又は寄宿舍の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルをこえるもの又はその用途に供する部分の全部又は一部が3階以上の階にあるもの</u></p> <p>(3) <u>劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルをこえるもの又はその用途に供する部分の全部又は一部が3階以上の階にあるもの</u></p> <p>(4) <u>百貨店、マーケット又は公衆浴場（個室付浴場に係るものに限る。）の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルをこえるもの又はその用途に供する部分の全部又は一部が3階以上の階にあるもの</u></p> <p><u>2</u> 省令第5条第1項の知事が定める時期は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる建築物</u> <u>昭和48年6月1日から8月31日まで及び同年を始期として2年ごとの年の4月1日から6月30日まで</u></p> <p>(2) <u>第1項第2号に掲げる建築物</u> <u>昭和49年及び同年を始期として2年ごとの年の10月1日から12月31日まで</u></p>

<p>物 <u>平成29年及び同年を始期として3年ごとの年の10月1日から12月31日まで</u></p> <p><u>(3) 政令第16条第1項第3号、第4号及び第5号に掲げる建築物（前2号及び次号に掲げるものを除く。） 平成30年及び同年を始期として3年ごとの年の10月1日から12月31日まで</u></p> <p><u>(4) 政令第16条第1項第3号に掲げる建築物（寄宿舎に限る。） 平成28年、平成30年及び同年を始期として3年ごとの年の10月1日から12月31日まで</u></p>	
<p><u>2 略</u></p> <p>(建築設備等の定期検査)</p> <p><u>第6条 省令第6条第1項の知事が定める時期は、法第87条の2において準用する法第7条第5項の検査済証の交付日又は前回報告した日から1年を超えない日までとする。ただし、小荷物専用昇降機及び防火設備については、平成30年及び同年を始期として1年ごとの年の10月1日から12月31日までとする。</u></p>	<p><u>3 略</u></p> <p>(建築設備等の定期検査)</p> <p><u>第6条 法第12条第3項の規定により知事が指定する建築設備は、次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) エレベーター（1戸建ての住宅に設けられたもの及び積載荷重（労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第6号の積載荷重をいう。）が1トン以上で労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第5号までに掲げる事業の用に供される建築物の作業場の部分において、専ら生産過程の一部として原材料、製品等の運搬の用途に供されるもの又は専ら搬送過程の一部として貨物等の運搬の用途に供されるもの（専ら生産又は搬送の作業に従事する者が運搬のため乗り込むものを含む。）を除く。）</u></p> <p><u>(2) エスカレーター</u></p> <p><u>2 法第88条第1項において準用する法第12条第3項の規定により知事が指定する昇降機等は、次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）</u></p> <p><u>(2) ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設</u></p> <p><u>(3) メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの</u></p>
<p><u>2 略</u></p>	<p><u>3 省令第6条第1項の知事が定める時期は、法第87条の2において準用する法第7条第5項の検査済証の交付日又は前回報告した日から1年を超えない日までとする。</u></p> <p><u>4 略</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。